

一般社団法人水戸観光コンベンション協会 後援等名義使用の承認に関する要項

平成 30 年 9 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、水戸市及び周辺地区における観光振興、コンベンション振興に資すると認められる事業（以下「事業」という。）への支援を目的に、後援、協賛、共催、推薦（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要項において、「後援等」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 後援 協会が事業の趣旨に賛同し、事業への支援の意を表するため名義使用を承認するもの。
- (2) 協賛 協会が事業の趣旨に賛同し、事業実施について物的または金銭的支援を行うことが適当であると判断されるもの。
- (3) 共催 当該事業の開催にあたり、協会が主催者の一員として企画運営に参画し、責任の一端を負うことが適当であると十分な協議を経て判断されたもの。
- (4) 推薦 協会が、書籍等の発行に際しそれを奨励することが適当であると判断されるもの。

(承認の基準)

第 3 条 後援等名義使用（以下「名義使用」という。）を承認する事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 水戸市及び周辺地区における観光振興もしくはコンベンション振興、ないしその両方に資すると認められること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 特定企業、団体等の営利または商業的な宣伝等、少数の利益を目的とした事業でないこと。また、特定の地域または場所に限定された、特定の対象のための事業ではないこと。
- (4) 政治的な目的、宗教的な目的を持つ事業ではないこと。
- (5) 反社会的勢力が関与していないこと。
- (6) 過去、後援等の承認を取り消されたことがないこと。
- (7) その他、後援等を承認すべきでない特段の事情がないこと。

(申請)

第 4 条 名義使用の承認を受けようとするものは、名義使用申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、協会会長に申請しなければならない。

- (1) 事業の内容を明らかにする開催要項、企画書等
- (2) 参加者等から料金を徴収する場合にあっては、収支予算書

2 前項の規定による申請は、名義使用を開始する前に行わなければならない。

(申請の承認, 不承認)

第5条 会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定して名義使用承認・不承認通知書(様式第2号)により申請者あてに通知するものとする。

2 会長は、前項の決定に条件を附することができる。

3 会長は、第1項の決定のため、申請者に対し必要に応じて報告を求めるまたは資料の提出を求めること(以下「報告等」という。)ができる。

(経費等負担, 免責)

第6条 後援または推薦名義使用を承認した事業等について、協会は、人的、物的及び金銭的な負担は負わないものとする。当該事業によって発生した損害等の一切の責任はすべて申請者の責任において解決するものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

2 協賛名義使用を承認した事業等について、発生した損害等の一切の責任はすべて申請者において解決するものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

(承認の取り消し)

第7条 会長は、申請内容に虚偽またはそれに類するものがあると認められたとき、承認に附した条件に違反するものと認められるとき、またはこの要項に基づく報告等の求めに申請者が適切に対応しないとき、もしくは名義使用にふさわしくないと認められる行為があったときは、承認を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定に基づき名義使用の承認を取り消したときは、名義使用承認取消通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 第5条の規定により名義使用の承認を受けたものは、承認後において事業内容を変更または中止する場合には、その旨を会長に届け出なければならない。

(事業報告)

第9条 名義使用の承認を受けたものが当該事業を完了した際は、事業実績報告書(様式第4号)に必要書類を添えて、すみやかに会長に提出しなければならない。

(委託)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

(経過規定)

この要項の施行日前に作成または交付した各様式用の紙は、同日以後においても、所要の補正を行うことにより使用することができるものとする。